

七戸町公営塾管理運営業務
公募型プロポーザル実施要領

令和3年7月

七戸町

七戸町公営塾管理運営業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、七戸町公営塾管理運営業務（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、七戸町（以下「町」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 目的

本プロポーザルは、町が受託者に委託する本事業について、町と契約する意思のある事業者に対し、七戸高等学校魅力化事業における七戸町公営塾管理運営業務の受託者を選定するにあたり、「七戸町長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生第2期七戸町総合戦略」を踏まえ、本町の特性等を十分に理解し、事業者の柔軟かつ高度な発想力・企画力、豊富な経験等を求めたく、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 プロポーザルの概要

- (1) 業務名 七戸町公営塾管理運営業務
- (2) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 提案の内容 七戸町公営塾の管理運営（登録受講生120名程度）
- (4) 契約の期間 令和3年9月1日から令和8年3月31日まで
（令和3年10月1日開校予定）

(5) 契約限度額

- ① 令和3年度(登録塾生80名)
24,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ② 令和4年度(登録塾生100名)
34,870,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ③ 令和5年度(登録塾生120名)
37,114,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ④ 令和6年度(登録塾生120名)
37,114,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- ⑤ 令和7年度(登録塾生120名)
37,114,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、上記①から⑤の金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格

七戸町公営塾管理運営業務公募型プロポーザル実施に係る手続き開始の公告による。

4 日程

- (1) 質問書提出期限 令和3年7月 9日(金) 17時まで
- (2) 質問書回答期限 令和3年7月14日(水) 町ホームページで回答
- (3) 参加表明書提出期限 令和3年7月19日(月) 17時まで
- (4) 業務提案書提出期限 令和3年8月 6日(金) 17時まで
- (5) 業務提案審査 令和3年8月12日(木) 予定
- (6) 審査結果通知 令和3年8月18日(水) 予定

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

5 手続き先等

郵便番号 039-2592

住 所 青森県上北郡七戸町字七戸31番地2

担 当 課 七戸町教育委員会 学務課

電話番号 0176-62-9701 (直通)

F A X 0176-62-6256

E-mail hiroshi-furuyashiki@town.shichinohe.lg.jp

6 参加表明書及び業務提案書作成に関する質問及び回答(様式4:質問書)

- (1) 質問受付期限 令和3年7月9日(金)

受付時間は、8時15分から17時までとする。

- (2) 提出方法及び提出場所

ア 様式4:質問書により作成し、提出期限までに教育委員会学務課まで持参又は郵送(書留又は簡易書留)で行うものとする。郵送の場合は、受付期限必着とする。

イ 質問書を持参又は郵送する前に、wordファイルで作成した質問書を電子メール(通信確認を教育委員会学務課へ電話により行うこと)で教育委員会学務課に送信するものとする。

ウ 提出された質問への回答は、令和3年7月14日(水)までに町ホームページ上で行う。

エ 電話及び直接来庁による口頭質問には応じない。

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和3年7月19日(月)

受付時間は、8時15分から17時までとする。

(土曜、日曜日は除く)

- (2) 提出場所 七戸町教育委員会学務課

(3) 提出書類

- ア 様式1：参加表明書 1部
- イ 様式2：参加資格要件確認書 1部
- ウ 様式3：同種業務受託実績一覧表 1部

(4) 提出書類の内容

- ア 用紙の大きさは、A4版（片面のみ使用）とし、クリップ留めとする。
- イ 同種業務受託実績一覧表については、5件以上の実績があったとしても5件以内の実績を記載してください。

(5) 参加に係る留意事項

- ア 参加事業者1者につき1申請とする。
- イ 本プロポーザルの応募に係る一切の経費については参加者の負担とし、当町はこれを負担しない。また、受理した提出書類等は、選考結果に関わらず一切返却しない。
- ウ 提出書類の著作権は参加者に帰属するものとし、参加者に無断で使用することはない。ただし、当町は本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、業務提案書等の複製、記録及び保存等を行う。
- エ 最優秀者の業務提案書については、町ホームページ及びマスコミ等への公開に使用できるものとする。この場合、提案者名を明示する。

8 業務提案書の提出

(1) 提出期限 令和3年8月6日（金）

受付時間は、8時15分から17時までとする。

（土曜、日曜日及び祝日は除く）

(2) 提出場所 七戸町教育委員会学務課

(3) 提出書類 業務受託見積書：令和3年度から7年度分 各1部

様式5：業務提案提出書 1部

様式6：業務実施方針 15部

様式7：業務提案書 15部

(4) 提出書類の内容

- ア 業務受託見積書の様式は任意とする。なお、提出された業務受託見積書の金額は契約金額を示すものではないこととする。
- イ 業務受託見積金額には、講師に係る人件費（給与、派遣費用等）、備品費（机、椅子、映像教材用端末等）、教材費（教室置き教材、高校生用教材、中学生体験教材）、映像教材使用料、公営塾広告宣伝費、コピー機使用料、光熱水費、通信費、賠償保険費用、一般管理費、諸経費及びその他公営塾管理運営に必要な経費を積算し作成すること。
- ウ 業務提案書は様式5から様式7に基づき作成すること。

- エ 用紙の大きさについて、様式5はA4判とし、様式6及び様式7はA3版（共に片面のみ使用）としクリップ留めとする。また、提出書類のPDFデータをCDで一枚提出するものとする。CD表面には、提出者の会社名を明記すること。
- オ 様式6から様式7に記述する文字の大きさ、書体は任意とするが、見やすい大ききで表すこと。
- カ 様式6の作成にあたっては、業務の取組方針、業務の取組体制、管理運営業務上特に配慮する事項を簡潔に記述すること。A3判1枚で作成し、A4サイズで折り込むこと。
- キ 様式7の作成にあたっては、次の事項に留意すること。
- ア) 業務提案書は、基本的な考え方を文章で簡潔に記述し、各課題に対する考え方等をA3判2枚以内で作成し、A4サイズで折り込むこと。
 - イ) 文章を補完するためのイラスト、イメージ図及び写真等の表現は認める。
 - ウ) その他提案を行う場合、審査委員が判断できるよう分かりやすく明記すること。
- ク 製本（ホッチキス留めを含む。）はせず、クリップ留めとする。
- ケ 彩色したイラスト、イメージ図及び写真等は、カラーコピーでも可とする。
- コ 様式6及び様式7には、提出者名等（※）を記入しないこと。提出部数15部のうち1部には会社名を明記すること。
- （※）「提出者名等」とは、会社名、代表者名、愛称、社章、ロゴなど提出者を特定できる表現のこととする。

9 審査方法及び審査結果の通知

(1) 審査方法

- ア 「七戸町公営塾管理運営業務プロポーザル選定審査委員会」（以下審査委員会という。）において、業務提案のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会で設定する基準点数を上回り、かつ業務を適切に実施できると判断された事業者の中から最優秀者1者と次点者1者を選定する。なお、最高評価点が2者以上になった場合は、審査委員会において、各委員の評価及び議論により選定する。また、本プロポーザルへの参加者が1者のみの場合は、審査委員会で設定する基準点数を上回り、かつ業務を適切に実施できると判断された場合に、最優秀者を選定する。
- イ プレゼンテーションでは、プロジェクターを使用しスクリーン投影しながら説明することを認める。業務提案書（以下、提案書という。）を提出した後の加筆、修正等は認めない。ただし、プロジェクターにより投影する提案書の内容をプレゼンテーション用データに再構築することは認める。スクリーン及びプロジェクターは担当部署（町）が用意するが、その他必要な機材（パソコン等）は提案者が用意すること。

ウ 提案者による説明の持ち時間は30分間とし、終了後、審査委員会委員によるヒアリングを実施する。

エ 説明者はパソコン等の操作者も含めて、合計4名以内とする。また、事業者を特定できるような服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。

オ 提案内容の説明は、提出済みの業務提案書に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の提案等は認めない。ただし、ヒアリングにおいて回答するために、詳細にあるいは補足的に説明することは認めるものとする。

カ プレゼンテーション及びヒアリングの詳細日程及び留意事項等は、参加者に別途通知する。

キ 新型コロナウイルス感染症予防対策等により、審査会場でのプレゼンテーション及びヒアリングが困難な事業者については、オンライン等による実施方法を町と事業者で協議し決定する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は書面により通知する。

(3) 評価基準

審査項目及び審査基準の概要は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点及び判断基準		配点	
				小計
(1) 事業者の実績評価	他自治体における同種業務の受託実績		10	40
	令和3年度における他自治体との契約実績		10	
	業務受託見積金額		20	
(2) 業務実施方針	業務への取組方針	適正に業務遂行できる取組方針	10	10
	講師の育成及び講師へのサポート体制	講師の育成体制	5	10
		講師へのサポート体制	5	
	塾生への指導方針	塾生個々の進路希望に対応した指導	5	10
		塾生の安全管理方法	5	
	業務上特に配慮する事項	業務内容、業務の課題への対応	5	10
総合的見地からの考え方の的確性		5		
(3) 課題に対する業務提案	課題1 七戸高校から大学等への進学率向上	的確性	10	30
		独創性	10	
		実現性	10	
	課題2 地元中学校から七戸高校への進学率向上	的確性	10	30
		独創性	10	
		実現性	10	

	課題3 七戸高校入学試験受験者数の増加	的確性	10	30
		独創性	10	
		実現性	10	
	課題4 七戸高校卒業者の地元企業への就職率向上	的確性	10	30
		独創性	10	
		実現性	10	
	課題5 公営塾と地域との関わり	的確性	20	60
		独創性	20	
		実現性	20	
	その他提案	独創性	10	20
実現性		10		
(4) プレゼンテーション及びヒアリング	業務の遂行能力	本業務に積極的に取り組む姿勢があるか、質問に対する応答が明快かつ迅速であるか	20	50
	業務への取組姿勢		20	
	コミュニケーション力		10	
合 計				330

10 管理運営業務提案の課題及び業務委託要件

(1) 業務提案の課題

「七戸町長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生第2期七戸町総合戦略」を参照の上、業務提案書を作成すること。

提案テーマ	課 題
課題1 七戸高校から大学等への進学率向上	①七戸高校の現状を把握・分析した進学率向上を図る業務提案
課題2 地元中学校から七戸高校への進学率向上	①町内中学性の進学状況を把握・分析した七戸高校への進学率向上を図る業務提案 ②町内中学生を対象とした公営塾活用の業務提案
課題3 七戸高校入学試験受験者数の増加	①七戸高校の現状を把握・分析した入学試験受験者数増加を図る業務提案
課題4 七戸高校卒業者の地元企業への就職率向上	①就職を希望する生徒への指導方法の業務提案
課題5 公営塾と地域との関わり	①塾生を対象とした地域間交流事業等の業務提案 ②外部人材等を活用したキャリア教育の業務提案
その他提案	①独自に課題を設定した業務提案があった場合には評価する。

(2) 業務委託要件

- ア 公営塾所在地 : 青森県上北郡七戸町字館野47番地31
七戸高等学校敷地内 生徒会館2階
- イ 建物構造 : 鉄骨2階建(昭和54年建築)
- ウ 建物床面積 : 1階449.07㎡、2階380.97㎡
- エ 受入受講者数 : ① 登録受講生の上限目安 120名程度
② 一日当たりの受講者目安 30名程度
- オ 受講料 : 原則、無料とする。
- カ 実施日数 : 年間290日程度 ※年間実施計画による
- キ 実施時間 : ① 平日 : 16時30分から21時30分
② 土曜日 : 13時から20時まで
③ 長期休業中 : 13時から20時まで
- ク 指導時間 : 講師が受講生一人へ指導する時間は、1回(日)当たり120分以内とする。
- ケ 休講日 : 日曜日、祝日、年末年始、学校閉庁日等。
- コ 講師の配置 : 七戸町に住民登録している、専属の講師を3名以上配置すること。
- サ 指導内容 : ① 個別指導(国語・数学・英語・社会・理科)
② 映像教材活用(国語・数学・英語・社会・理科)
③ 各種検定試験への指導
④ 学習相談・進路指導等
⑤ 塾生を対象としたキャリア教育
⑥ 塾生を対象とした地域間交流事業
- シ 安全の確保 : 受講生の公営塾施設への入退出状況について、保護者が把握できる仕組みを構築すること。

1.1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし失格とする。

- (1) 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合。
- (2) 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合。
- (3) 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていなかった場合。
- (4) 提出を求める必要書類等について、作成方法に違反する表現が記載されている場合。
- (5) 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていると判明した場合。
- (6) 提案者がプレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合。
- (7) 本プロポーザル期間中に本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会委員等関係者に対して直接的又は間接的に接触した場合。
- (8) 参加資格要件に規定する参加資格要件を欠くに至った場合。

1 2 委託契約

- (1) 業務番号 第115号
- (2) 業務名 七戸町公営塾管理運営業務委託
- (3) 契約の期間 令和3年9月1日から令和8年3月31日まで
(令和3年10月1日開校予定)

(4) 委託契約

ア 町は、審査委員会で選定された最優秀者に選定された者から見積書を徴収し
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により契約を行う。

ただし、その者との契約が成立しない場合は次点者との契約交渉を行う。

なお、契約締結後においても失格事項又は不正行為と認められる行為が判明
した場合は、契約を解除できるものとする。

イ 契約手続き及び契約書は、七戸町財務規則（平成17年3月31日規則第
41号）の定めによる。

ウ 契約締結日までに、当町の入札参加資格者名簿に登録されている者であるこ
と。

エ 第1位交渉権を与えられた者が契約までの間に、前記11の失格事項に該当
することが判明した場合は交渉権を失うこととする。その場合、次点の者に対
し交渉権を与えられるものとする。

1 3 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、全額参加者の負担とする。なお、や
むを得ず本プロポーザルによる事業者選定が中止になった場合でも、すべて事
業者が負担する。
- (2) 提出された書類等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞ
れの参加者に帰属するものとする。
- (3) 提出された書類等の返却は行わない。なお、提出された資料及びその複製に
ついては、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 町は、本提案に関し公表が必要と認める場合には、業務提案書を無償で使
用し、複製の作成及び公開できるものとする。この場合、提案者名を明示する。
- (5) 業務提案書に基づく管理運営業務が履行できなかった場合は、契約金額の減
額、損害賠償契約、違約金請求等の措置を行う場合がある。
- (6) 本業務委託の仕様については、業務委託仕様書に定めるほか、業務提案書に
記載された内容を尊重し、委託者（町）と受託事業者の協議により定める。
- (7) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、町は選定された業務提案書
の内容に拘束されない。
- (8) 公営塾開設予定施設の現地説明会は実施しないが、次の資料を配布する。
 - ア 公営塾実施施設の平面図（案）
 - イ 七戸高等学校要覧（過去3年間分）
 - ウ 「七戸町長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生第2期七戸町総合
戦略」
 - エ 七戸高等学校振興のためのアンケート結果に関する報告書（概要版）